

●マイナンバーカードを郵送でお受取りいただく条件

- ・初回交付の方(マイナンバーカードを受け取ったことのない方)に限ります。
- ・ご本人様の来庁が必須です。
- ・15歳未満の方や成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。
- ・持参された写真やデータはご使用いただけませんのでご了承ください。

●必要なもの

①マイナンバーの通知カードまたは②個人番号通知書をお持ちか、そうでないかによって必要なものが異なります。15歳未満の方や成年被後見人の方が申請される場合、法定代理人の同行および追加で持参いただくものがございます。

①マイナンバーの通知カードのみほん



②個人番号通知書のみほん



必要なもの	
①もしくは②をお持ちの方	(1) ①もしくは② ※通知カードは受付時にご返納いただきます (2) 【下記A書類1点】または【下記B書類2点】 (3) 【住民基本台帳カード】(お持ちの方のみ。受付時にご返納いただきます)
①、②のどちらもお持ちでない方	(1) 【下記A書類2点】または【下記A書類1点 + 下記B書類1点】 (2) 【住民基本台帳カード】(お持ちの方のみ。受付時にご返納いただきます)



15歳未満の方や成年被後見人の方が申請される場合に必要なもの	(1) 法定代理人の同行 (2) 法定代理人の本人確認書類(※) ※本人の分と同じ条件の本人確認書類が必要です。 本人の分が【下記A書類1点 + 下記B書類1点】であれば、 法定代理人の方も【下記A書類1点 + 下記B書類1点】が必要です。 (3) 代理権の確認書類 ※親権者の場合は戸籍謄本など(本籍が東大阪市の場合は不要です) ※申請者と親権者が同一世帯で、かつ親子関係である場合は不要です (4) 成年被後見人の方が申請される場合は、成年後見人の登記事項証明書など
--------------------------------	---

●A書類、B書類の一覧

A書類(※2顔写真付きのものに限ります)	B書類
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳カード ・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ※1 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・健康保険高齢受給者証 ・後期高齢者被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・生活保護受給者証 ・被保護証明書 ・生活保護受給証明書 ・年金手帳 or 基礎年金番号通知書 ・年金証書 ・子ども医療証 ・ひとり親家庭医療証 ・学生証 ・社員証 ・診察券 <p style="text-align: right;">など</p>

※1 交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。

※2 顔写真のないものはB書類として扱います。

備考：原本に限ります。

本人確認書類【A】【B】ともに、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるものに限ります。

また、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限ります。